

令和6年度募集要項 向陵高等学校

1	募 集 人 員	第1学年 全日制普通科 80名（男女）
2	出願手続き	以下の（1）～（3）を在学（出身）中学校を経て提出して下さい。 （1）入学願書〔本校所定の用紙〕 （2）調 査 書〔在学（出身）中学校長が作成したもの〕 （3）受 験 料 12,000 円〔銀行振込〕 ※詳細については、願書請求時に配布する資料をご確認下さい。
3	願 書 受 付	令和6年1月22日（月）～1月26日（金） 午前9時～午後4時。郵送の場合は、1月26日（金）必着のこと。
4	入学試験日	令和6年2月6日（火） 出校8時45分 出欠確認8時50分
5	試 験 教 科	国語・英語（聞き取り検査を含む）・数学・社会・理科の5教科 ※試験時間 英語50分、その他の教科45分 ※受験者全員に面接を実施します。
6	合 格 発 表	令和6年2月14日（水）午前9時 本校生徒玄関に掲示するとともに中学校へ通知します。ホームページにも掲載します。
7	入学手続き	令和6年2月14日（水）～2月28日（水） ※銀行等振込もしくは本校事務窓口（土・日・祝日を除く午前9時から午後4時まで）で入学金 60,000 円を納入し、所定の手続きをして下さい。
8	学費について	（1）施設費 70,000 円を入学者説明会〔令和6年3月16日（土）〕の時に、納入して下さい。（入学年度のみ） （2）毎月納入する金額 授 業 料 39,400 円 後 援 費 1,800 円 P T A 会 費 1,900 円 〔11月～3月の間、暖房費として月額 500 円加算されます〕（令和5年度実績） ※入学年度に兄または姉が本校に在学する場合、施設費は半額になります。 兄または姉の授業料が年額最大 120,000 円、及び後援費・P T A 会費の全額が免除されます。但し、特待生の場合は授業料の免除は適用されません。 ※学校法人千葉学園が設置する学校（千葉学園高等学校・向陵高等学校・千葉幼稚園・第二千葉幼稚園・第三千葉幼稚園）の卒業生の子女が入学した場合は入学金 60,000 円を免除しますが、一旦期日までに納めて下さい。確認のうえ、入学後に返金します。 （令和5年度実績）

9 就学支援金等と授業料納付について

以下の（1）～（4）の区分で国・青森県から支援金等が支給されますので、授業料 472,800 円（令和5年度実績）から支援金等を差し引いた分を5月から3月の11回で納入していただきます。

（1）年収目安 590 万円未満の場合は、国からの支援金 396,000 円

（2）年収目安 590 万円以上 710 万円未満の場合は、国からの支援金 118,800 円と青森県からの支援費 118,800 円の合計 237,600 円

（3）年収目安 710 万円以上 910 万円未満の場合は、国からの支援金 118,800 円

（4）年収目安 910 万円以上の場合は、支給されません。

※年収目安は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている家庭を例に算出しています。（文部科学省作成資料より）

10 特待生制度・奨学金について

（1）中学校長から推薦され、入学試験で一定基準に達した者に対し、学習特待生として入学金免除や特待生助成金の制度があり、年間の授業料から国の就学支援金と青森県からの就学支援費を差し引いた金額が3年間助成されます。入学後、「課税証明書」等を提出していただく場合があります。但し、施設費 70,000 円（入学時のみ）・後援費年額 21,600 円・P T A 会費年額 22,800 円、暖房費年額 2,500 円は納入していただきます。公立高校との併願は問いません。

（2）特にスポーツ等の技能に優れ中学校長から推薦された者に対し、選考の結果特待生として入学金免除や特待生助成金の制度があり、年間の授業料から国の就学支援金と青森県からの就学支援費を差し引いた金額が3年間助成されます。入学後、「課税証明書」等を提出していただく場合があります。但し、施設費 70,000 円（入学時のみ）・後援費年額 21,600 円・P T A 会費年額 22,800 円、暖房費年額 2,500 円は納入していただきます。

（3）千葉富江先生奨学金制度があり、選考によって年額 60,000 円の奨学金が3年間支給されます。返還の義務はありません。

（4）財団法人青森県育英奨学会からの奨学金の月額はおおのりです。
（下記の4つの金額から選び、申請します。但し、返還義務があります。）

18,000 円	23,000 円	30,000 円	35,000 円
----------	----------	----------	----------

（令和5年度実績）

11 その他

（1）納入した受験料・入学金は返還いたしません。

（2）入学試験得点の閲覧について
受験者または受験者の法定代理人は、口頭で開示請求することにより、教科別得点と総合得点を閲覧することができます。

（3）二次募集は行っておりません。